

公益財団法人愛知県国際交流協会

ホームステイボランティア制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項（2）に定めるホームステイボランティアに関し、必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 ホームステイボランティアへの登録を希望する者は、次の要件をすべて満たした者とする。

- (1) 家族全員がホームステイボランティアの趣旨を理解し、愛知県の国際交流の推進に熱意を有していること。
- (2) 愛知県内に居住しており、18歳以上であること。
- (3) ホームステイボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること。
- (4) 依頼に応じられる時間的余裕があること。

(活動の内容)

第3条 ホームステイボランティアは、一定期間外国人を家庭に宿泊させるホームステイまたは外国人を家庭に招いて交流を深めるホームビジットを通じて、日本文化の理解及び相互理解の促進を図る。

2 ホームステイ期間は、原則として1か月を超えないものとする。

(活動の対象)

第4条 ホームステイボランティアの活動の対象は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）がボランティア登録制度の趣旨に合致すると承認したものとする。

- (1) 協会が実施するもの。
- (2) 国及び地方公共団体とそれらの関係機関が実施するもの。
- (3) 愛知県内の学校等が実施するもの。
- (4) その他協会が適当と認めるもの。

(活動依頼)

第5条 ホームステイボランティアに活動を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、紹介依頼書（様式1）を、原則として活動を希望する日の2ヶ月前までに協会へ提出する。

2 協会は、依頼内容を活動の対象と認めるときには、依頼者に紹介承認書（様式2）を交付するとともに、協会はボランティア登録者に照会をし、承諾を得たボランティアを依頼者に紹介する。

3 協会は、活動するボランティアが見つからない場合には、速やかにその旨を依頼者に連絡する。

(活動報告)

第6条 依頼者は、活動終了後速やかに活動報告書（様式3）を協会へ提出する。

(報酬及び実費負担)

第7条 ホームステイボランティアの活動に対する報酬及び実費負担については、要綱第8条に定めるもののほか、宿泊等に伴う食費等の実費をホームステイボランティア家庭に支払うことができるものとし、その額等については、協会及び依頼者の協議により定めることとする。

(その他)

第8条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は平成7年1月10日から施行する。

附 則

この実施要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は令和4年4月1日から施行する。